

平成 26 年 7 月 1 日付け環境省からの通知により

「禁忌症、適応症、入浴の注意」

の掲示内容が一部改訂

されました。

これに伴い弊社でも新しい温泉成分等掲示証を作成いたしました。

現在掲示いただいている掲示証をそのままご利用いただいても問題はございませんが、新しい掲示証の掲示をご希望される場合は、必要枚数を弊社よりご購入(1枚432円税込)いただき、小田原保健福祉事務所温泉課へ「温泉成分等掲示(変更)届」を添えての申請が必要となります。

温泉成分等掲示証は、神奈川県より温泉利用許可(温泉を旅館、公衆浴場、足湯など公共の浴用に供する場合)を取得している施設に掲示義務があります。

今回の改訂点で大きな部分は、以下のとおりです。



まめ知識

- ・泉質別適応症は、大涌谷温泉に含まれる特有の成分が効果を表すものです。
- ・一般的適応症は、すべての温泉が該当する効果を表すもので、多くは温熱効果によるものだと言われています。

適 応 症

- ・泉質別適応症(浴用)
きりきず、やけど、慢性皮膚病、動脈硬化症
- ・一般的適応症(浴用)
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、
関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、
痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

こう変わります

適 応 症 (浴用)

- ・一般的適応症
筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進
- ・泉質別適応症
アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常(糖尿病)、表皮化膿症、きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症

泉質別適応症に、アトピー性皮膚炎、耐糖能異常(糖尿病)、末梢循環障害、冷え性などが加わりました。これは、酸性泉で硫酸イオンや塩化物イオンを多く含む大涌谷温泉の特徴によるもので、特に効果が認められる適応症ということになります。

禁 忌 症

- ・泉質別禁忌症（浴用）
皮膚・粘膜の過敏な人、特に光線過敏症の人
- ・一般的禁忌症（浴用）
急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、**妊娠中（とくに初期と末期）**

こう変わります

禁 忌 症（浴用）

- ・一般的禁忌症
病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期
- ・泉質別禁忌症
皮膚又は粘膜の過敏な人、**高齢者の皮膚乾燥症**



まめ知識

・禁忌症にも、大涌谷温泉に含まれる成分が影響する泉質別禁忌症とすべての温泉が該当する一般的禁忌症とがあります。

一般的禁忌症にあった「妊娠中（とくに初期と末期）」は、最新の医学的知見などを踏まえ今回削除され、全体の表記がより具体的になりました。また、泉質別禁忌症には、高齢者の皮膚乾燥症が追加となりました。

浴用の方法及び注意については、より具体的で詳細な記述となり、分かり易い内容となりましたが、文字数が増加した関係で、若干文字が小さくなってしまいました。なかなか読む機会が無いと思いますが、是非この機会に一読いただければと思います。

今回の改訂に伴い、環境省のホームページ

（<http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/index.html>）内に「**あんしん・あんぜんな温泉利用のいろは**」というパンフレットが掲載されました。私たちが温泉に入るときにどんなことに気をつければよいのか？等、大変分かり易く説明されています。ご参考まで。



掲示証の変更についてのお問い合わせは、箱根温泉供給(株) 総務課まで

0460-84-8516